

## 地区計画の変更届出の提出について

### ○こんなとき、変更届出が必要です

- ・地区計画の届出をしたが、工事が完了する前に計画変更等がある  
(工事完了後の計画変更等の場合は、新規の届出用紙を使用してください)

### ○必要な書類は以下のとおりです 正副2部ご用意ください

- ・変更届出書\*<sup>1</sup>
- ・変更内容の詳細
- ・委任状(代理人をたてる場合)
- ・変更後の図面(各図面:縮尺100分の1)\*<sup>2</sup>
- ・変更前の図面(各図面:A3用紙に収まる程の縮尺)\*<sup>3</sup>
- ・求積図(変更内容により必要になることがあります)

#### \* 1

変更届出書には「変更の内容」を記載する欄がありますが、記載内容に関しては届出主の押印前に、あらかじめ担当者でご相談ください。

#### \* 2

変更後・前の図面は、変更する部分が記載された図面だけを提出してください。断面・立面図にも変更が生じる場合(用途変更で「飲食店」が「興行場又は同等施設」と記載が変更になる場合、外観の色彩が変更になる場合等)は合わせて図面を提出してください。また、変更後・前だとわかるように、各図面の右下に「変更後」「変更前」と記載してください。

#### \* 3

変更前の図面では、どこを変更したのかが分かるように変更箇所を赤線で囲う等、強調してください。